

基労補発 0711 第 1 号

平成 23 年 7 月 11 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長

(契 印 省 略)

東日本大震災に係る窓口業務等の適切な対応の徹底について

標記については、相談者等の立場に立った懇切・丁寧な対応を行うよう平成 23 年 3 月 25 日付け基労発 0325 第 2 号「今後における労災保険の窓口業務等の改善の取組について」等により指示しているところであり、また、請求事案の処理に当たっては、平成 23 年 3 月 24 日付け基労管発 0324 第 1 号及び基労補発 0324 第 2 号「東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について」により、業務遂行中又は通勤途上で地震又は津波により被災した場合には、特段の反証事由がない限り、業務上又は通勤による負傷、死亡等に当たる旨指示している。

しかしながら、7 月 8 日（金）の国会（衆議院厚生労働委員会）において、労働基準監督署の窓口で労災保険給付請求書（以下「請求書」という。）の受理を拒む事例等があるので、そのような対応がないよう徹底すべきではないかとの指摘がなされている（別紙参照）。

については、下記の 2 点について、特に徹底することとし、請求書の受理を拒む等の不適正な処理が万が一にも行われることのないよう、願います。

記

1 請求書の受付の徹底

業務上又は通勤による災害に当たる可能性が低い場合であっても、請求書を受け付けることを徹底すること。

また、請求書が提出された場合には、法令で定める書類又は資料が添付されていない

ときであっても、当該請求書の受付を拒むことなく、受け付けた上で必要な聴取等を行うことを徹底すること。

なお、必要な書類又は資料については、後日郵送等で提出してもらうよう指導すること。

2 支給要件等に必要な聴取の徹底

請求事案の処理に当たっては、業務遂行中又は通勤途上で地震又は津波により被災した場合には、特段の反証事由がない限り、業務上又は通勤による負傷、死亡等に当たることから、当該要件や受給権者の確定に必要な聴取を行うよう、また相手に威圧感を与えるような聴取にならないよう徹底すること。

7月8日(金) 衆議院 厚生労働委員会 古屋範子議員(公明党)(未定稿)

古屋議員 さらに、労災について、伺ってまいります。今回の震災による労災認定につきまして、申請する方、なかなか多数回労災のこうした多くの申請をするということは今までなかったと思います。大震災において、申請する側が法的な知識も少ない、またそうした事務的手続も不慣れである、こういうことから、門前払いに、される、あるいは、不受理になるというケースが多発して大変困っているという相談が寄せられております。

労災認定は、現認者ないし死体検案書と申請者の申告内容のみで判断していくために、労基署担当官の事情聴取がポイントとなってくる。申請者が担当官の誘導尋問等ですね、こういう事情聴取に対して、不確実な発言を繰り返すこととなつて、門前払いになってしまうということを伺いました。

例えば、避難の途中、自宅に寄ったかもしれない？、あるいは、避難の途中、地域の非難拡大を防ぐために水門を締めに行った？、このように担当官が執拗に帰宅を確認する、そうではないかと誘導してくる。指揮命令者から高台に非難しろと、指揮命令者が高台に非難しろと指示し、轢死体以外に証明される事実はないと押し通して受理を認めさせた例もあるそうです。

今回の労災認定についても、阪神大震災や地下鉄サリン事件と同様に政治的な判断による労災適用をすべきではないかと思えます。過度な事情聴取、これは絶対にあってはならないと思っております。また、不受理となった労災申請についても、再度、受け付けられるような体制整備をしていただきたいと思います。

この点について、見解をお伺いしたいと思います。

大 臣 労災のこの請求があった場合に、どのように事務処理に当たらなければならないかということについてはですね、本省の方から、現場に対して、窓口に対しては懇切丁寧に対応するようにということで、きちっと指示をしております。

この今回の震災で被災されました労働者の方々に関する労災請求につきましては、請求手続そのものも弾力化することにしておりますし、今般の震災の状況を踏まえました判断基準をしっかりと示しまして、迅速な労災補償が行われるような取組をしております。

例えばですね、請求の相談があった場合には、業務上の可能性が低いというような説明をしたりして、労災保険給付に係る請求を拒否するようなことは厳につしめと、こういう通達というか、指示もしております。

また、今回の地震により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主の証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理することというようなことも指示をいたしまして、

現場の労災請求に対しては、柔軟に、そして懇切丁寧にやるようにと、こういうことも指示をしておりますが、今、あの、委員がご指摘のような事例があるとするならば、これは本意ではありませんので、さらに委員が言われるように、懇切・丁寧にこの労災の受理をやるようにということは、これはまた指示をしたいと思っています。

古屋議員 ありがとうございます。本省の側がそういう姿勢でいらっしゃったかと思えます。また、再度、大臣も、懇切丁寧に対応するようにとおっしゃってくださっておりますので、是非、それを現場に徹底していただきたいと思っております。

3県で1,400件申請があり、支給が1,200件までいったということも伺っております。非常に多い件数であると思うのですが、不受理のところはここに入ってまいりませんので、是非、懇切丁寧な対応をしていただきたいと思っておりますので、重ねて要望しておきたいと思えます。